

おいしい山形空港サポーターズクラブ会員リピーター助成金交付要綱

(目的)

第1条 山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）は、山形＝羽田便、山形＝名古屋便及び山形＝札幌便について、おいしい山形空港サポーターズクラブ会員における利用の促進を図り、安定的な利用者を確保するため、同便を積極的に利用する会員に対し、この要綱で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象者、助成要件及び助成額等)

第2条 助成対象者、助成要件及び助成額等は、次の表のとおりとする。

助成対象者	おいしい山形空港サポーターズクラブ会員 (企業会員、個人会員、行政会員)	
対象便	山形＝名古屋便、山形＝札幌便	山形＝羽田便 (羽田空港での乗継利用限定)
助成要件	助成対象者が対象期間に山形＝名古屋便又は山形＝札幌便のいずれかの路線を合計10回利用（片道換算）すること ※企業会員においては、企業内に所属する複数の社員の利用を合算することができるものとする。 ※無償での搭乗は対象外とする。 ※旅行会社が主催する募集型団体旅行に参加した場合の搭乗は対象外とする。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※国家公務員及び地方公務員の公務による搭乗は対象外とする。 ※協議会が実施する他の運賃助成との併用はできないものとする。	助成対象者が対象期間に山形＝羽田便を合計10回乗継利用（片道換算）すること ※企業会員においては、企業内に所属する複数の社員の利用を合算することができるものとする。 ※無償での搭乗は対象外とする。 ※旅行会社が主催する募集型団体旅行に参加した場合の搭乗は対象外とする。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※国家公務員及び地方公務員の公務による搭乗は対象外とする。 ※協議会が実施する他の運賃助成との併用はできないものとする。
予定数	15 会員（先着順）	15 会員（先着順）
対象期間	令和7年5月7日（水）～令和8年3月31日（火）搭乗分 ※ただし、令和7年5月7日（水）以降においしい山形空港サポーターズクラブ会員となった場合は、対象期間の始期は同クラブ入会届出書の提出があった日（同クラブ事務局（山形空港ビル棟）が受理した日）とする。	
助成額	2 万円（1 会員あたり最大2 回まで助成）	

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式「おいしい山形空港サポーターズクラブ会員リピーター助成金交付申請書」に、利用済み搭乗券（乗継リピーター助成については乗継便の利用済み搭乗券を含む。）を添付のうえ、おいしい山形空港サポーターズクラブ事務局を通じて協議会に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、最終利用日の翌月末日までとする。

3 協議会が行う他の助成事業に申請した搭乗券による重複申請はできないものとする。

※申請書提出先

〒999-3776 山形県東根市羽入柏原新林3008

おいしい山形空港サポーターズクラブ事務局（山形空港ビル棟内）

(交付決定)

第4条 協議会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定をするものとし、交付の決定は、助成金の支払いをもって代えるものとする。

(助成金の返還)

第5条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、協議会総会における令和7年度予算の議決を前提とし、令和7年4月1日から施行する。